

# 福祉課からのお知らせ

## ◎児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない母または、母に代わる養育者に対して、児童扶養手当が支給されます。

### 支給条件

- 父母が婚姻を解消した ○父が死亡した ○父が一定の障害状態にある ○父の生死が明らかでない
- 父から引き続き一年以上遺棄されている ○父が一年以上拘禁されている ○未婚の母の子 ○棄児
- ※公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることが出来るときなど、手当てが支給されないこともあるのでご注意ください。

### 所得制限

所得制限があり受給者などの所得状況により、全額支給・一部支給停止または全額支給停止に区分されています。また、受給者は、毎年8月に現況届の提出が必要になります。

## ◎ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親と児童、父母のいない児童の医療費(保険診療分)を助成します。

### 支給要件

- ひとり親家庭の親と子(18歳に達した日から最初の3月31日までの間にある子)、
- 父母のいない児童(18歳に達した日から最初の3月31日までの間にある児童)

**所得制限** 所得制限があります。また、毎年8月に更新の手続きが必要になります。

申請・問合先 いきいきプラザ都留内 福祉課 子育て支援担当 ☎(46)5112

## ◎特別児童扶養手当

在宅の心身障害児(20歳未満)で次の障害程度を有する児童を養育している方は、特別児童扶養手当が受けられます。

**支給要件** 手当ては、障害程度により1・2級に分かれます。

1級該当 身体障害者手帳1、2級・療育手帳A程度

2級該当 身体障害者手帳3、4級・療養手帳B-1程度または、同程度以上の精神障害のある児童

**所得制限** 所得制限があります。また、受給者は、毎年8月に所得状況届の提出が必要になります。

## ◎特別障害者手当など

### ○障害児福祉手当

重度で継続する障害があるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方で、特別児童扶養当1級程度の障害と認められている方に支給されます。

### ○特別障害者手当

重度で継続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方で、国民年金法の1級程度の障害が重複されていると認められる方に支給されます。

**所得制限** 所得制限があります。また、受給者は、毎年8月に所得状況届の提出が必要になります。

申請・問合先 いきいきプラザ都留内 福祉課 障害者支援担当 ☎(46)5112

# 所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様へ

○今まで所得制限を超えているために受給できなかった方も、6月分の手当てからは最新の所得状況によって審査をするので、新たに児童手当を受給できる場合があります。

○6月分から受給するためには、5月中に認定請求の手続きをする必要があるため、該当すると思われる保護者の方は、認定請求の手続きを行ってください。

### 所得制限限度額

(単位：万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

### 注 意

○所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある方についての限度額(所得額ベース)は、左記の額に当該老人控除対象配偶者、または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

○扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族である時は、44万円)を加算した額。

問合先 市民生活課 年金・医療担当